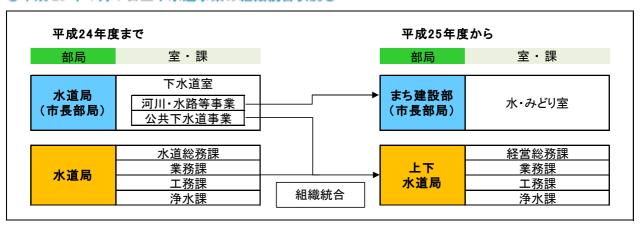
# 第2章 上下水道事業の現状

### 1. 組織

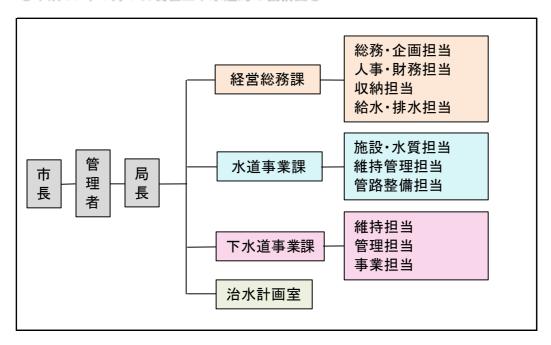
#### 1.1 組織の状況

平成25年4月1日から寝屋川市下水道事業に地方公営企業法の全てを適用したことに併せて、 水道事業との組織統合を行い、『寝屋川市上下水道局』が発足しました。

## ◎平成 25 年 4 月 1 日上下水道事業の組織統合状況◎



### ◎平成31年4月1日現在上下水道局の機構図◎





#### ◎担当の事務分掌◎

# 経営総務課

- (1) 文書の収受発送及び保管並びに公印の管理に関すること。
- (2) 条例、規程等の制定及び改廃の手続に関すること。
- (3) 職員の任免、給与、分限、賞罰及び服務に関すること。
- (4) 職員の保健衛生、福利厚生、労務及び公務災害補償に関すること。
- (5) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (6) 車両の管理等に関すること。
- (7) 庁舎の維持管理に関すること。
- (8) 入札関係事務並びに請負契約及び委託契約に関すること。
- (9) 上下水道施設の拡張、整備及び改良並びに受託工事の完成検査に関すること。
- (10) インターネットの運用及び情報提供に関すること。
- (11) 局内の総合調整に関すること。
- (12)局の庶務に関すること。
- (13) 予算及び決算に関すること。
- (14) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (15)業務及び計理状況の報告に関すること。
- (16) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (17) 事業経営の調査及び分析に関すること
- (18) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (19) 出納取扱金融機関等の指定に関すること。
- (20) 前号までに掲げるもののほか、局内の他課の所管に属さない財務処理に関すること。
- (21) 流域下水道事業の連絡調整に関すること。
- (22) 水道料金、下水道使用料及び都市計画下水道事業受益者負担金の調定及び徴収業務に関すること。
- (23) 給水停止処分に関すること。
- (24) 上下水道使用に関する諸届に関すること。
- (25) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (26) 量水器の維持管理に関すること。
- (27) 給水装置及び給配水装置工事の受付、設計審査、各種申請及び竣工検査に関すること。
- (28) 貯水槽水道の新設に係る調整指導に関すること。
- (29) 給水装置工事事業者の指定及び当該指定の取消し等に関すること。
- (30) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関すること。
- (31) 違反の給水装置工事に対する指導監督に関すること。
- (32) 給水装置に係る加入金及び手数料等の認定に関すること。
- (33) 排水設備に関すること。
- (34)公共下水道に係る工場等への指導及び調査に関すること。
- (35) 水洗便所改造資金の助成及び融資あっせんに関すること。

# 水道事業課

- (1) 導水・送配水管整備計画の策定に関すること。
- (2) 導水・送配水管整備工事の施行に関すること。
- (3) 導水・送配水管の受託に伴う改良工事の施行に関すること。
- (4) 導水・送配水管、給水装置及び給配水装置に関すること。
- (5) 漏水防止に関すること。
- (6) 貯水槽水道の管理に係る指導に関すること。
- (7) 貯蔵品の受入れ、払出し、管理及び棚卸整理に関すること。
- (8) 災害復旧事業の設計、施工及び監督に関すること。
- (9) 取水場、浄水場、配水場、配水池及びポンプ場の維持管理に関すること。
- (10) 送配水の計画及び調整に関すること。
- (11) 受水に関すること。
- (12) 施設の拡張及び整備計画の策定に関すること。
- (13) 法令に基づく水質検査に関すること。
- (14) 水質の調査及び研究に関すること。

## 下水道事業課

- (1) 公共下水道事業計画の策定に関すること。
- (2) 公共下水道工事の施行に関すること。
- (3) 下水道台帳の整備及び管理に関すること。
- (4) 下水道施設の維持管理に関すること。
- (5) 災害復旧事業の設計、施工及び監督に関すること。
- (6) 開発行為に係る排水施設の行政指導に関すること。
- (7) 公共下水道の雨水対策(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

# 治水計画室

(1) 公共下水道の雨水対策に係る調査、研究及び企画、総合調整並びに進行管理に関すること。



#### 1.2 職員の状況

平成 25 年度に上下水道局が発足したことに伴い、統合の成果として上水道事業、下水道事業の管理部門に共通する事務を集約するなどのスリム化、効率化を図りました。また、簡素で効率的な事業を目標に、各事業において業務の一部を民間事業者に委託するとともに、管路管理システムの導入など、ICT 化の推進に取り組む中で業務効率化による人員の適正化を進め、経費の節減に努めています。

## ◎年度別職員数の推移◎



年度 事業	H	25	Н	26	Н	27	Н	28	Н	29	Н	30
上水道事業	50	(6)	45	(11)	46	(8)	44	(9)	42	(10)	42	(6)
下水道事業	13	(0)	13	(2)	14	(3)	13	(5)	13	(5)	11	(6)
計	63	(6)	58	(13)	60	(11)	57	(14)	55	(15)	53	(12)

※()内は再任用職員数

# 1.3 組織の見通し

上記に示すとおり、今後も引き続き事務事業の効率化を進めるとともに、安全な上下水道サービスを安定的に供給することができる執行体制について、不断の検討を行っていきます。

一方で、ベテラン職員の退職による技術力の低下が今後課題になることが予測されます。若手技 術職員の育成体制について配慮していくとともに、運営基盤の強化を目指して広域的な連携の在り 方を検討していきます。



### 2. 上水道事業

### 2.1 事業概要

寝屋川市上水道の起源は、大正11年12月に民間の大阪芦屋土地株式会社が、淀川表流水を水源として第1浄水場(廃止)から配水ポンプで新興の香里住宅地区に給水したのが始まりです。その後、戦後の復興がすすむにつれ人口が増加しはじめ、井戸水が衛生上懸念されるようになり公営水道事業の必要性に迫られました。それを受け、昭和24年5月1日に寝屋川町上水道事業が誕生し、今日に至るまで、安心で安全な水道水を供給してきました。

## ◎上水道事業の概要◎

•	
項目	内 容
供用開始年月日	昭和24年5月1日
計画給水人口	273,000人
現在給水人口	232,896人
現在給水戸数	109,754戸
有収水量密度	9.47 千㎡/ha

(H31.3.31現在)



寝屋川せせらぎ公園



#### 2.2 施設の状況

### 2.2.1 施設概要

寝屋川市上水道事業は、事業が発足した昭和24年5月から木屋取水場(現在休止中)を供用し、 上水道施設で最も古い施設となっています。これまでに、統合により廃止になった上水道施設や、 名称が変更された施設がありますが、現在は以下の位置図に示す施設を管理・運営しています。

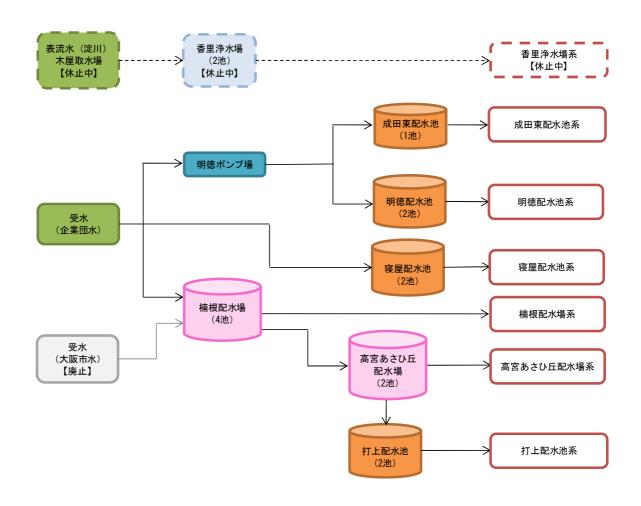
平成27年4月から、大阪広域水道企業団水100%となり、本市で管理している取水・浄水施設は現在休止中です。また、配水方法は自然流下方式を主としていますが、地形の影響から一部配水区では標高が高く、配水池との十分な高低差が確保できないためポンプ圧送しています。

## ◎上水道施設位置図◎





# ◎上水道配水フロー◎







平成30年11月に更新工事が終了した高宮あさひ丘配水場



## 2.2.2 施設の諸元

### ◎水道施設の諸元◎

施設名称	能力・容量	状況	稼働 年月	経過 年数	所在地
木屋取水場	取水量13,800㎡/日	休止中	S24.5	70	木屋元町9番52号
香里浄水場	浄水能力12,700㎡/日	休止中	S36.12	58	香里西之町19番2号
生物処理施設	浄水能力13,800㎡/日	休止中	H12.3	20	枚方市南中振2丁目19番27号
成田東配水池	PC製 有効容量2,000㎡×1池	供用中	S37.7	57	成田東町19番15号
楠根配水場	PC製 有効容量3,150㎡×4池	供用中	S40.5	54	楠根北町3番17号
高宮あさひ丘 配水場	SUS製 有効容量1,000㎡×2池	供用中	S40.6	54	高宮あさひ丘49番2号
打上配水池	PC製 有効容量2,200㎡×1池 SUS製 有効容量1,000㎡×1池	供用中	S51.2	44	打上元町37番1号
寝屋配水池	PC製 有効容量3,000㎡×2池	供用中	S60.6	34	寝屋2丁目5番15号
明徳ポンプ場	PC製 有効容量2,200㎡×1池	供用中	S42.8	52	明徳2丁目4番1号
明徳配水池	PC製 有効容量2,300㎡×1池 PC製 有効容量2,000㎡×1池	供用中	S43.3	52	成田南町1319番地38

※経過年数はR2.4時点

## ◎水道管路の諸元◎

	用途		延長
導	水	管	2.83 km
—————————————————————————————————————	水	管	1.53 km
送	水	管	10.63 km
酉己	水	管	604.84 km
	計		619.83 km

### 2.2.3 資産の老朽化状況

水道事業アセットマネジメントでは、寝屋川市上水 道事業が現在保有している水道施設(構造物や機械設備)及び管路における将来40年間の更新需要を算出し ました。

法定耐用年数を更新基準に設定し算出した結果、既に年数を超過している資産が大きく影響し、更新需要が計画1年目に上水道施設で全体の約21%、管路で全体の約28%となりました。法定耐用年数基準での更新は、一定の時期に需要が集中することや、全体事業費が大きくなりすぎることから実施が難しい状況です。



老朽化した水道管更新工事の様子



### 2.3 料金の状況

#### 2.3.1 現在の料金体系

本市の水道料金は、消費税の転嫁を除くと、平成23年10月の改定を最終とし、現在まで同様としています。料金体系は、用途別で基本料金が設定され、多く使用するほど1㎡当たりの単価が段階的に高くなる用途別逓増型従量料金制を採用しています。料金の計算方法は、基本料金及び使用水量に応じた超過料金に消費税等相当額を加算し算出しています。

### ◎水道料金体系◎

	基本	料金	超過料金	Ž		基本料金		超過料金	
用途区分水量	料金	水量	料金 (1㎡につき)	用途区分	水量	料金	水量	料金 (1㎡につき)	
			10∼20㎡	140円				400∼1,000㎡	80円
			20∼30 m³	183円	公衆	~400m³	26,229円	1,000~3,000㎡	94円
			30∼50㎡	202円				3,000∼5,000 m³	167円
		50∼100㎡	258円	浴場用	400111	20,229	5,000~10,000m <sup>3</sup>	202円	
一般用	一般用 ~10㎡	~10㎡ 964円	100∼200㎡	272円				10,000~15,000m <sup>3</sup>	251円
			200∼300㎡	299円				15,000㎡ <b>∼</b>	302円
			300∼500㎡	347円	臨時用	~1 m³	472円	1m <sup>2</sup> ∼	515円
			500 <b>~</b> 1,000㎡	356円	四叶刀				
			1,000㎡~	369円		~10m³	1,132円	10∼200㎡	189円
特定	E 0 m³	0 <sup>3</sup> 7 500 FI	50∼300㎡	253円	家事 供用			200 m² ~ 400 m²	239円
施設用 ~50㎡	7,500円	300 m³∼	343円	2713			400 m ~	282円	

### 2.3.2 料金の考え方

上水道事業は独立採算制を原則とした地方公営企業方式であり、主に料金収入により施設を運営することが基本とされています。このため、施設の維持管理や更新事業を適切な時期に実施しながら、かつ、資金不足が生じない料金水準の設定としています。

#### 2.3.3 料金回収率

料金回収率は、供給単価と給水原価 との関係を見るものであり、料金回収 率が100%を下回っている場合、給水に かかる費用が水道料金による収入以外 の収入で賄われていることを意味しま す。





# 3. 下水道事業

## 3.1 事業概要

寝屋川市の下水道は、市街地の雨水排除を目的として、昭和37年度に都市下水路事業として始まりました。その後、昭和40年度に大阪府が日本初の流域下水道である寝屋川北部流域下水道事業に着手したのと連動して、昭和44年度から流域関連公共下水道事業に着手しました。

# ◎下水道事業の概要◎

項目	内 容		
供用開始年月日	昭和47年7月10日		
計画処理人口	196,600人		
現在処理区域内人口	232,258人		
現在水洗化人口	228,530人		

(H31.3.31現在)

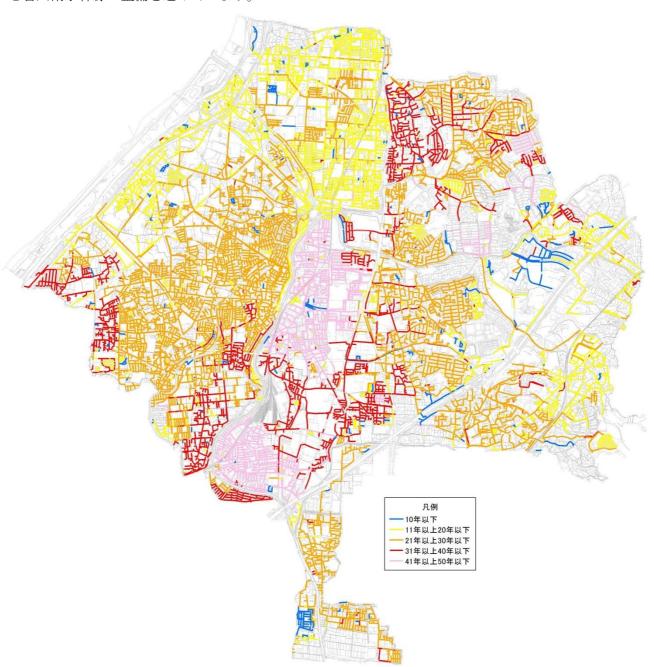


## 3.2 施設の状況

## 3.2.1 施設概要

寝屋川市下水道事業は、汚水処理施設については、市の全域に管渠を敷設しており、行政人口の 99.7%が利用可能となっています。

雨水処理施設については、南前川ポンプ場等の維持管理を行うとともに、現在は、高宮ポンプ場と古川雨水幹線の整備を進めています。



出典:寝屋川市下水道ストックマネジメント実施方針



#### 3.2.2 施設の諸元

## ◎下水道施設の諸元◎

	用途		延長
汚	水	管	396 km
合	流	管	135 km
雨	水	管	147 km
	計		678 km

#### 3.2.3 資産の老朽化状況

平成30年度に策定した「寝屋川市下水道ストックマネジメント実施方針」では、寝屋川市下水道事業が現在保有している施設・管路における100年程度の更新需要を試算しました。

下水道施設・管路は、設置環境や使用状況によっては標準耐用年数(いわゆる法定耐用年数)以上の期間、使用できる場合があるので、標準耐用年数を経過するごとに一律改築するのは不経済です。例えば管路を標準耐用年数経過ごとに改築する場合の投資額試算結果は、今後 100 年の総事業費約 1,570 億円、更新需要が集中する時期の最大需要は年約 52.5 億円となりました。

そこで点検・調査の結果に基づき緊急度 I を生じさせない改築を行うために必要な投資額を試算したところ、今後 100 年間の総事業費で約 912 億円、最大需要は約 13.6 億円となりました。

近年の改築投資実績額は年間1億円程度ですが、今後、経年化した管渠施設が年々増加すると見込まれるため、改築投資額を大幅に増額する必要があります。



#### 3.3 使用料の状況

#### 3.3.1 現在の使用料体系

寝屋川市の下水道使用料は、消費税の転嫁を除くと、平成21年4月の改定を最終とし、現在まで同様としています。使用料体系は、一般汚水に基本料金が設定され、多く使用するほど1㎡当たりの単価が段階的に高くなる用途別逓増型従量料金制を採用しています。使用料の計算方法は、基本料金及び使用水量に応じた超過料金に消費税等相当額を加算し算出しています。

# ◎下水道使用料体系◎

	基本	料金	超過料金			
用途区分	用途区分		汚水量	料金 (1㎡につき)		
			9∼20㎡	128円		
		652円	21∼30 m³	157円		
一般汚水	~8 m³		31∼50㎡	194円		
			51∼100 m³	216円		
			101∼200㎡	247円		
			201∼300 m³	268円		
			301∼500㎡	284円		
			501 <b>~</b> 1,000㎡	290円		
			1,001 m³~	296円		
浴場汚水		1 m²/3	29円			

### 3.3.2 使用料の考え方

下水道事業は独立採算制を原則とした地方公営企業方式であり、主に使用料収入により施設を運営することが基本とされています。このため、施設の維持管理や更新事業を適切な時期に実施しながら、資金不足が生じない使用料水準の設定としています。

## 3.3.3 経費回収率

経費回収率は、使用料単価と処理原価との関係を見るものであり、回収率が100%を下回っている場合、処理にかかる費用が下水道使用料による収入以外の収入で賄われていることを意味します。



